



## トピックス…①

# 酪農生産基盤強化特別対策事業の概要

Jミルクは、生乳の増産を図るため、乳業者の拠出金を財源として、酪農家の乳用雌牛の輸入や生産基盤の強化に向けた地域の取組などを支援する「酪農生産基盤強化特別対策事業」を平成29年度から3年間にわたり実施する。

### 1. 乳用牛資源緊急確保事業

本事業は、全国連など事業実施主体が搾乳用に輸入した乳用雌牛（育成牛、初妊牛）を、事業実施主体またはその会員団体あるいはその両方が費用の一部を助成して、酪農家に供給する事業を実施する場合、これに要する費用の一部を助成する。

助成の対象となる費用は、乳用雌牛を輸入し、酪農家に供給するために要する費用のうち、①輸入元から国内の供給先までの輸送費用、②適切な輸入元を確保するための現地調査費用、③安全で能力の高い乳用雌牛を確保するための防疫・能力判定等に要する費用、④本事業の実施に係る保険料、⑤育成等に要する費用、⑥その他、本事業の推進に必要な事務費用等、の全部または一部である。

なお、助成金額は乳用雌牛1頭当たり15万円（税込）が上限で、助成対象頭数は1酪農経営当たり年間10頭以内である。

また、供給を受ける酪農家は、①供給を受けた年から、原則として5年以上酪農経営を継続すること、②供給を受けた乳用雌牛を自ら飼養し、3回以上出産させること、③供給を受けた年度または次年度において、供給を受けた乳用雌牛の頭数分以上に乳用種の出生頭数を増加させること、④以上のことを確認するため、供給を受けた酪農家の牛個体識別全国データベースを事業実施主体が利用すること、等の条件に同意しなければならない。

### 2. 地域生産基盤強化支援事業

本事業は、指定団体など事業実施主体が、乳用雌牛の増頭や生乳の増産など酪農生産基盤を強化するため、地域の実態を踏まえた対策を自らの会員団体などと連携して行う次の事業について助成する。なお、予算総額を上回る申請・採択があった場合は、事業実施主体ごとの酪農家戸数を基本に助成額の調整を行う。

#### (1) 生産基盤強化の改善・指導

事業実施主体（Jミルク会員の指定団体）が、自らまたはその会員団体を区域とする地域において、酪農乳業関係者等で構成する会議を開催し、当該地域における酪農生産基盤強化のための経営および技術的課題、それを改善するための具体的な指導及び支援、課題解決の方針を設定し、これを実行するための酪農家などを対象とする研修会の開催および現地指導などを行う事業を助成する。

助成の対象となる費用は、①会議の開催に係る会場借

料、会議費、出席者旅費、学識経験者など専門家の謝金、②研修会の開催に係る会場借料、会議費、講師の旅費・謝金、事務局の旅費、③現地指導に係る専門家の旅費・謝金、事務局の旅費、④その他、本事業の推進に必要と認められる費用などである。

助成金額は定額とし、別途定める予算額から、1事業実施主体当たり定額50万円を差し引き、その残額を北海道と府県で酪農家戸数の比率に応じて按分した額とする。

#### (2) 生産基盤強化支援対策の推進

本事業は、事業実施主体（Jミルク会員の指定団体など）が「(1) 生産基盤強化の改善・指導」で設定した、地域の酪農生産基盤強化のための課題解決の方針の実行に向けた具体的な取組について、必要な経費の一部を助成して支援する。助成対象となる取組は次の対策である。

##### 1) 提案型生産基盤強化対策

事業実施主体が、地域の生産基盤の実態やその強化のための課題解決の方針を踏まえ、自ら企画提案する具体的な取組に要する費用で、事業実施主体が負担する費用と同額を助成する。1事業実施主体当たりの助成額は500万円を上限（指定団体は上限設定なし）とする。

##### 2) 乳用牛育成基盤強化対策

事業実施主体が、管内の育成牧場や乳用雌牛の育成を専門に行う農家に乳用雌牛の育成を預託して、地域の乳用牛育成基盤を強化する取組について、育成を行う施設ごとに、前年度の在場頭数に比べて増加した頭数1頭当たり月額3,000円（税込）を助成する。1事業実施主体当たりの助成額は300万円を上限（指定団体は上限設定なし）とする。

##### 3) 更新経産牛有効活用対策

事業実施主体が、乳用雌牛の自家育成を積極的に行っている酪農家において牛舎収容能力の制約などで早期更新される乳用経産牛を、管内で継続して飼養・搾乳に供するため他の酪農家への売買を斡旋する取組について、経産牛の斡旋等に係る費用として1頭当たり20,000円（税込）を助成する。1事業実施主体当たりの助成額は300万円を上限（指定団体は上限設定なし）とする。

売り手となる酪農家は、自らが飼養または他に育成を預託している乳用未經産牛頭数が、自らが飼養する乳用経産牛頭数の3割を上回っている者とする。買い手となる酪農家は、購入した経産牛に最低1回以上分娩させなければならない。